

作成例

《児童発達支援事業所》 運営規程

本作成例を参考にしつつ、各事業所の運営体制等を基に運営規程を作成してください。

運 営 規 程	留 意 事 項 (該当する国基準等)
<p>(事業の目的) ★</p> <p>第1条 この規程は、《法人名》(以下、「事業者」という。)が開設する《指定児童発達支援事業所名》(以下、「事業所」という。)において実施する指定児童発達支援(以下、「事業」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障がい児(以下、「利用者」という。)及びその利用者に係る通所給付決定保護者(以下、「保護者」という。)等の意思及び人格を尊重し、適切な児童発達支援を提供することを目的とする。</p> <p>(運営の方針) ★</p> <p>第2条 業者は、児童発達支援の提供にあたっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>2 事業所の従業者は、児童発達支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>3 地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。</p> <p>4 事業者は、その提供する児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>5 前4項のほか、事業者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及びいわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年12月26日いわき市条例第41号)その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。</p>	<p>「基準第37条第1項」</p> <p>「基準第37条第1項」</p>
<p>(事業所の名称等) ★</p> <p>第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名 称 《指定児童発達支援事業所名》</p> <p>(2) 所在地 《指定児童発達支援事業所所在地》</p> <p>2 前項のほか、一体的に管理運営を行う事業所(以下、「従たる事業所」と</p>	<p>市内の既存指定事業所と明確に区別できる名称とするよう努めること。</p> <p>災害レッドゾーンに該当する場合には、指定ができません</p>

いう。)の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 《指定児童発達支援事業所名》
- (2) 所在地 《指定児童発達支援事業所所在地》

(従業者の職種、員数及び職務内容) ★

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤専従)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤専従)

児童発達支援管理責任者は、利用者の児童発達支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 児童指導員又は保育士 ○名以上(1名以上は常勤)

児童指導員又は保育士は、利用者に対して、児童発達支援計画に基づき、適切な支援を行う。

- (4) 指導員 ○名以上

指導員は、利用者に対して、児童発達支援計画に基づき、適切な支援を行う。

- (5) 事務職員 ○名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

2 前項のほか、専ら従たる事業所の職務に従事する従業者の職務及び員数は、次のとおりとする。

児童指導員及び保育士 ○名以上

(営業日及び営業時間) ★

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、8月13日から15日までと、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。

- (2) 営業時間(送迎に係る時間を除く。) 9時から17時まで

- (3) サービス提供時間

① 単位1 9時30分から12時30分まで

② 単位2 13時00分から16時30分まで

いこともあることから必ず事前に確認すること。

「基準第37条第2項」

従業者の「員数」は日々変わりうるものであることから、業務負担軽減等の観点から、基準第5条の最低人員を満たす範囲において、「○人以上」と記載しても差し支えない。

「基準第37条第3項」

例は単位分けをしている場合を記載している。延長支援加算を算定する場合は、少なくとも8時間の営業時間を確保したうえで、それ以外の時間に送迎を実施すること。サービス提供時間は事業所における標準的な時間であって、個々の状況に応じて営業時間の範囲内で提供すること。

(利用定員) ★

第6条 事業所において提供する児童発達支援の利用定員は、○名とする。

2 前項のほか、従たる事業所の利用定員は、○名とする。

3 事業所は、第1項及び第2項の定員及び指導訓練室の定員を超えて事業の提供を行わないものとする。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(事業の主たる対象とする障害の種類) ★

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、《障がいの種類》とする。

(児童発達支援の内容及び児童発達支援計画の作成) ★

第8条 事業所で行う児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援計画の作成
- (2) 日常生活における基本的動作の訓練
- (3) 集団生活適応訓練
- (4) レクリエーション行事
- (5) 送迎サービス
- (6) 相談及び援助

2 事業所が提供する児童発達支援計画（以下、「通所支援計画」という。）を作成する。

「基準第37条第4項」

運営規程に定める利用定員は、基準第11条に規定されている利用定員とは異なる。基準第11条に規定されている利用定員が1日の利用定員である一方で、運営規程に定める利用定員は同時にサービスの提供を受けることのできる障がい児の数の上限を指す。単位分けしている場合は、単位ごとに利用定員を定める必要がある。

「基準第37条第10項」

基本的にすべての障がいを対象とするが、障がいに応じた専門性への配慮から対象とする障害の種類を制限することが可能。対象とする障がいの利用希望者によっては障がいの程度を理由にサービスの提供の拒否をすることは認められない。また、支援力の不十分さを伝え、暗に保護者に断らせようようなことは同様にサービス提供の拒否にあたることから認められない。

「基準第37条第5項」

指導・訓練の内容だけでなく、行事及び日課等のサービスの内容を記載すること。

「基準第27条」

- (1) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下、「アセスメント」という。）を行い、利用者の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。なお、事業所においては、標準化されたアセスメントツールとして、〇〇〇〇を用いる。
- (2) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及び利用者に面接を行う。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を保護者及び利用者に対して十分に説明し、理解を得る。
- (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者及び利用者の生活に対する意向、利用者に対する総合的な支援目標及びその達成時期、全般の質を向上させるための課題、事業の内容、事業を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した通所支援計画の原案を作成する。この場合において、利用者の家族に対する援助及び事業所が提供する事業以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて通所支援計画の原案に位置づけるよう努める。
- (4) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、利用者に対する事業の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、通所支援計画の原案について意見を求める。
- (5) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、保護者及び利用者に対し、当該通所支援計画について説明し、文書により同意を得る。
- (6) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成をした際には、当該通所支援計画を保護者に交付する。
- (7) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、通所支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該通所支援計画の変更を行う。
- (8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (ア) 定期的に保護者と利用者面接する。
 - (イ) 定期的にモニタリングの結果を記録する。
- (9) 第2項(1)から(6)までは通所支援計画の変更についても同様とする。

(保護者から受領する費用の種類及びその額) ★

第9条 事業者は、事業を提供した際は、保護者から当該児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、保護者から当該児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、事業において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の額の支払を保護者から受けるものとする。

(1) 日用品費 ○〇円

(2) おやつ代 ○〇円

(3) ○〇〇費 ○〇円

4 事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付するものとする。

5 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域) ★

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、○○地区及び○○地区とする。

(サービスの提供にあたっての留意事項) ★

第11条 利用者及び保護者は、児童発達支援の利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 《自由記載》

(2) 《自由記載》

⋮

(n) 前2号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

(緊急時等における対応方法) ★

第12条 事業者は、現に事業の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必

「第37条第5項」

基準第23条第3項の日用品費及びその他日常生活費について記載すること。その他日常生活費については、国通知「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」を必ず確認すること。

「基準第23条第5項」
領収書に代えて振込明細書の交付をすることは認められない。

「基準第23条第6項」
運営規程等において同意を得ていない費用については、保護者に請求することができないことに留意すること。

「基準第37条第6項」
実施地域に含まれている場合は、その支給決定保護者の居住地を理由にサービスの提供を拒否してはならない。

「基準第37条第7項」
設備の利用上の注意事項など障がい児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項を記載すること。

「基準第34条、基準第37条第8項及び基準第42条」

要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第 13 条 事業者は、事業所において提供した児童発達支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、相談窓口を設け苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置をあらかじめ定め、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければならない。また、苦情に関し市や運営適正化委員会が行う調査に協力し、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うものとする

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業者は、利用者に対する児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び保護者等に連絡を行うとともに、市に事故状況報告書を提出するなどあらかじめ定めた事故発生時対応マニュアルに基づき必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、その事故の原因を解明し、再発生を防ぐための策を講じるものとする。また、再発を防ぐための策を講じた後に、市に改善結果報告書を提出するものとする。

(非常災害対策) ★

第 15 条 事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害等に備えるため、事業所において、避難、救出その他の必要な訓練を年 1 回以上行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項) ★

第 16 条 事業者は、利用者に対する虐待を未然に防止するための対策及び虐

必要な措置として、左記の他には保護者への連絡や病院への付き添い等が想定され、事業所において具体的に取りうる行動を踏まえ対応すること。

「基準第 50 条」

提供したサービスとは関係のない苦情については記録する必要は無い。

「基準第 52 条」

事業所内に自動体外式除細動器 (AED) を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。

損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。

「基準第 37 条第 9 項及び基準第 40 条」

事業所別に実効性のある非常災害対策計画 (該当施設は、「避難確保計画」を含む。) を策定すること。

消防法その他法令等を確認すること。

日頃より地域住民との密接な連携体制の確保をするなどして、避難訓練にあたっては地域住民の参加が得られるよう努めること。

「基準第 37 条第 11 項及び基準第 45 条」

待が発生した場合には早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、虐待防止のための指針を作成した上で、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の設置
《担当者職・氏名》
- (2) 苦情解決体制の整備
《虐待防止に係る苦情体制の詳細》
- (3) 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
《研修の実施体制や内容等》
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等
《虐待防止委員会の開催方法や頻度、検討内容等》

(感染症の防止のための措置に関する事項) ★

第 17 条 事業者は、障がい児の使用する設備等について衛生的な管理に努めるとともに、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を作成した上で、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症予防に関する責任者の設置
《担当者職・氏名》
- (2) 従業者に対する感染症予防のための定期的な研修及び訓練の実施
《研修プログラムや訓練の概要》
- (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討するための委員会の設置
《感染症予防委員会の開催方法や頻度、検討内容等》

(その他運営に関する事項) ★

第 18 条 事業者は、事業所において適切な児童発達支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の情報を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。

4 事業者は、利用者に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該児童発達支援が完結した日から 5 年間保存するものとする。

新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施すること。

「基準第 41 条」

特に従業者が感染源にならないよう予防に努めること。

事業所内の適温の確保に努めること。

専任の感染対策担当者を決めておくこと。

新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施し、また、年に 2 回以上継続研修を実施すること。研修の内容についても記録すること。

訓練を年に 2 回以上行うこと。

事業所の提供する療育や虐待防止研修に係る具体的な研修計画を立てること。

「基準第 47 条第 1 項」

「基準第 47 条第 2 項」

「基準第 54 条」

(委任)

第 19 条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

- ※ ★印は必須で条項を設けること。「感染症の防止のための措置に関する事項」の条項は、「いわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年 12 月 26 日いわき市条例第 41 号）」第 38 条の規定に基づくもの)
- ※ 留意事項欄の“基準”とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号）」をいう。
- ※ 一般型事業所における運営規程の作成例である。児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（以下、「重心型事業所」という。）においては、一般型事業所の運営規程作成例を参考にしつつ、主に次の点を確認すること。
 - 児童発達支援センター
 - 一般型事業所における人員に加えて嘱託医、栄養士、調理員、機能訓練担当職員及び看護職員を配置する必要がある。（基準第 6 条）
 - 従たる事業所を設置することはできない。（基準第 8 条）
 - 指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用として、「食事の提供に要する費用」を徴収することができる。（基準第 23 条）
 - 必要に応じて、「健康管理」（基準第 31 条、基準第 33 条）及び「懲戒に係る権限の濫用禁止」（基準第 46 条）に係る規定を設けること。
 - 重心型事業所
 - 一般型事業所における人員に加えて嘱託医、機能訓練担当職員及び看護職員を配置する必要がある。（基準第 5 条）
 - 利用定員の下限は 5 名である。（基準第 11 条）